

【基本施策】

(1) 健やかに育つために

妊婦や乳幼児健診を通じて、安心して子どもを生み、健やかな発達を支援する体制づくりを進めるとともに、乳幼児教室等により、育児に関する知識の提供、親同士の交流等を通じた子育て支援を充実します。

また、育児不安を取り除き、安心して健やかに育てができるように、各相談事業の充実と連携を図ります。

学童期・思春期においては、子どもが自らの健康や性について正しい知識を身につけることのできるよう、保健事業等の充実を図ります。

また、子どもの人格や人権が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、児童虐待防止ネットワークの構築も検討し、児童虐待の防止に努めます。

① 妊婦健康診査の実施

妊婦一般健康診査等を通じて、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で快適に出産ができるようにします。

また、出産前後において、必要に応じ、電話、面接、訪問等により、妊産婦の相談援助を行います。

- ・ 妊婦一般健康診査
- ・ 妊婦 HB s 抗原検査
- ・ 妊婦超音波検査
- ・ 妊産婦健康相談、訪問指導

② 乳幼児健診事業の充実

それぞれの発達段階に合わせた健康診査を実施することにより、障害や疾病の早期発見を行うとともに、子どもの発達や健康等の知識・情報を伝え、乳幼児期の子育て支援を行います。

また、乳幼児健診時等に育児に関する相談を行うとともに、その他育児に関する相談事業の周知を行い、それぞれの関係機関等と連携を図り、育児不安の軽減、悩みの解消等、子育て支援を行います。

- ・ 乳児健康診査
- ・ 乳児一般健康診査
- ・ 1歳6か月健康診査
- ・ 2歳6か月児健康診査
- ・ 3歳6か月児健康診査
- ・ 乳幼児精密健康診査
- ・ 乳幼児育成指導

③ 幼児歯科健診事業

1歳6か月健康診査に合わせた歯科健診、2歳6か月児、3歳6か月児歯科健診を実施し、歯科衛生の取り組みを行います。

④ 小中学生の健康教室

小五、中一、中三生を対象に、血液検査（希望者のみ）を実施しこの結果をもとに講義・調理実習を行い、将来にわたって健康に大きな影響を与える生活習慣の見直しや小児期からの肥満及び生活習慣病予防を進めます。

上勝町では、高校に進学するときから下宿生活をする生徒が多く、食生活等の自立が早くから要求されるため、重要となっています。

⑤ 健康教育の実施

妊産婦訪問指導、栄養指導、乳幼児教室等の実施により、妊娠期から、育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行うとともに、親となるための自覚を促し、出産後もそれぞれの発達段階に応じた健康教育を実施します。

⑥ 思春期保健の充実

性に関する正しい知識の普及を行い、また自分の体についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来、次世代の親となるための十分な知識を養えるようにします。

- ・中高生等の乳幼児ふれあい体験の実施

過疎化により、乳幼児とふれあう機会の少ない思春期の子どもたちに、乳幼児についての学習と、乳児に接する体験をしてもらいます。

学習：中学校全学年 体験：中学三年生

⑦ 保育所、幼稚園、学校等との連携による健康教育の実施

保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進します。

- ・学校保健委員会、学校保健事務連絡会の開催

⑧ 小児医療の充実

地域の医療機関との連携を図り、小児医療体制の充実に努めます。

⑨ 食育の推進

健康な体づくりの基本となる「食」について、栄養バランスのとれた食事を摂り、望ましい食習慣を身につけるため、保育所、幼稚園、学校等において、食育に取り組むとともに、家庭や地域においての取り組みも行われるよう、食育の普及・啓発に努めます。

⑩ 子どもの権利擁護

子どもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自らの持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるように、子どもの権利を擁護し、大切に育まれるよう、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための取り組みを推進します。

⑪ 児童虐待の防止

最近、増加している児童虐待に対し、子育てに関する相談援助体制の充実により、育児不安等の解消を図り、その発生の予防に努めます。

また、各種健診事業等の活用により、早期発見、予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えます。

さらに、住民に対し、発見時の通報義務についての周知徹底を図り、早期発見が行えるようにするとともに、児童虐待防止ネットワーク等の設置も検討し、児童虐待への関心を高めるための意識啓発を充実し、児童虐待の防止に努めます。

⑫ 子どものための相談援助体制の確立

子どもの悩みやこころの問題に、適切に対応し、健やかな成長をサポートするため、各種相談事業等での連携を図り、子どものための相談援助体制を確立します。

⑬ 予防接種

感染症予防についての啓発や定期的に予防接種を行い、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延の予防に努めます。

- ・ポリオ生ワクチン投与
- ・麻しん
- ・風しん
- ・三種混合
- ・二種混合
- ・BCG
- ・日本脳炎